

広島県選挙管理委員会告示第三十九号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙広島市安佐南区選挙区における当選の効力に関する異議申出について、次のとおり決定した。

令和元年五月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

決 定 書

異議申出人 広島県広島市安佐南区古市3-5-3-1003
渡邊 俊幸

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成31年4月8日付けで提起のあった平成31年4月7日執行の広島県議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の要旨

申出人の申出の趣旨は、本件選挙における当選人石橋林太郎（以下「当選人」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるものであって、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) 当選人は、本件選挙の告示日以前において、選挙ポスターや幟を掲示していた。また、異動届がされていない看板を設置していた。このため、申出人は、警察へ捜査依頼を行った。
- (2) 上記事情が選挙に影響を与えることは明白であるから、当選は無効である。

決 定 の 理 由

1 異議申出の経緯等

平成31年4月9日、当委員会は、申出人から異議の申出の提出を受けた。当委員会は、本件異議の申出の形式的要件を審査したところ、一部不適法と認められる点があったことから、申出人に補正を命じた。その後、申出人から平成31年4月22日付けで補正書の提出を受けた当委員会は、この補正の結果、本件異議の申出が適法なものとなったことを認めて、これを受理し、慎重に審理を行った。

2 当委員会の判断

- (1) 当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まない」とされている（昭和28年2月17日東京高等裁判所判決）。
- (2) 当委員会は、以上のことから、申出人の主張について、次のとおり判断した。

申出人は、当選人は、本件選挙の告示日以前において、選挙ポスターや幟を掲示し、また、異動届がされていない看板を設置していた。このため、申出人は、警察へ捜査依頼を行った。この事情が選挙に影響を与えることは明白であると主張する。

しかし、当選の効力に関する争訟とは、前記のとおりであるから、当選人の違法行為を理由とした当選無効の主張は認められない。

よって、申出人の主張は当選人の当選を無効とする事由には当たらないことは明らかである。

3 以上のとおりで、申出人の主張には理由がないから、当委員会は、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和元年5月21日

広島県選挙管理委員会

委員長 国政道明

この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、広島高等裁判所に訴訟を提起することができる。